

## 第1章 下水道BCPの趣旨と基本方針

### 1-1. 策定の趣旨と目的

#### (1) 策定の趣旨

本業務は、瑞穂町の下水道施設を対象として、地震の被災による機能停止や人員、資機材、ライフライン等の資源の制約を想定し、応急対応や早期復旧を目的とした瑞穂町下水道BCP（業務継続計画）を策定する。

・「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。

#### (2) 目的

下水道BCPは、図 1-1 に示すとおり、地震による災害の影響によって下水道機能（業務レベル）が低下した場合であっても、下水道の業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早期に復旧させることを目的とした計画である。

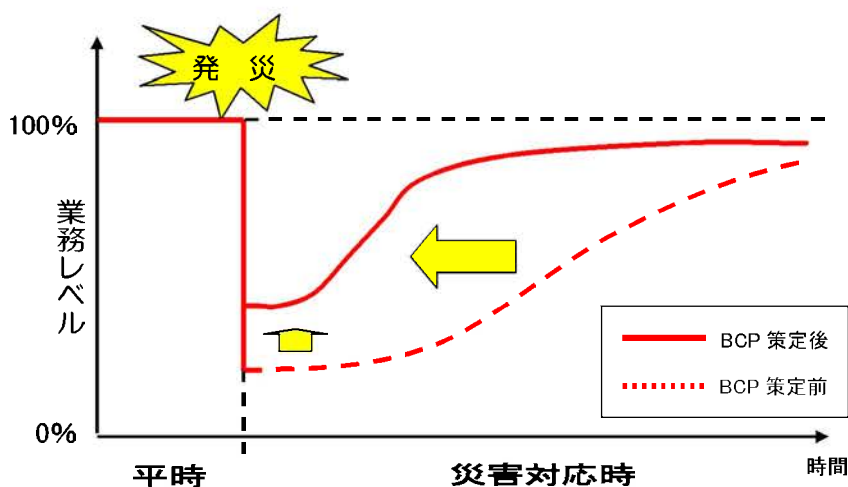


図 1-1 下水道BCP導入による早期復旧のイメージ

【出典：下水道BCP策定マニュアル～第2版～国土交通省（平成24年3月）】

## 1-2. 基本方針

### (1) 基本方針

下水道BCPでは、以下の点を基本方針として、震災時における下水道の速やかな機能回復を図る。

#### 【下水道BCPの基本方針】

##### ① 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

##### ② 下水道事業の責務遂行

町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

##### ③ 対象事象

大規模地震と対象リスクとして策定する。

### (2) 対象期間

下水道BCPでは、地震発生から暫定的に下水道機能が確保されるまでとする。

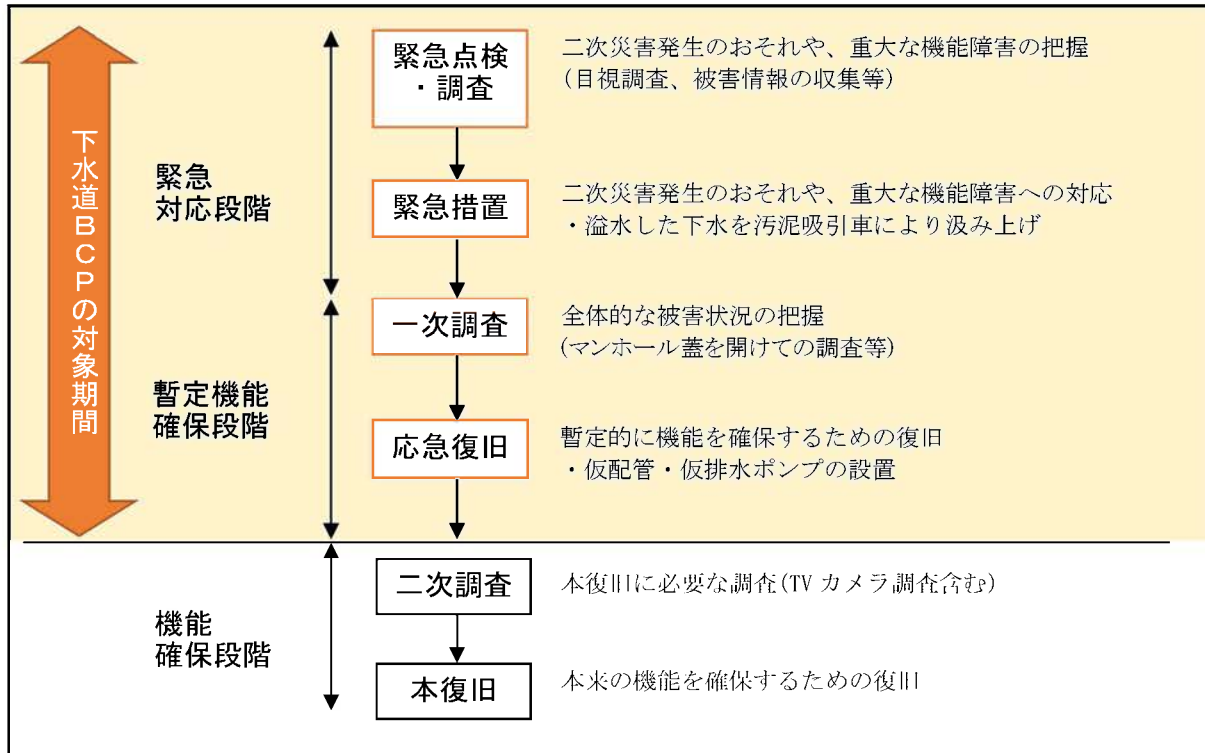


図 1-2 下水道BCPの対象期間

【出典：下水道BCP策定マニュアル～第2版～国土交通省（平成24年3月）】

### 1-3. 計画の位置付け

下水道BCPは、図 1-3 に示すとおり、「瑞穂町地域防災計画」及び「瑞穂町業務継続計画（BCP）【地震編】（以下「業務継続計画」という。）を踏まえ、下水道部署において取り組むべき業務を取りまとめる。

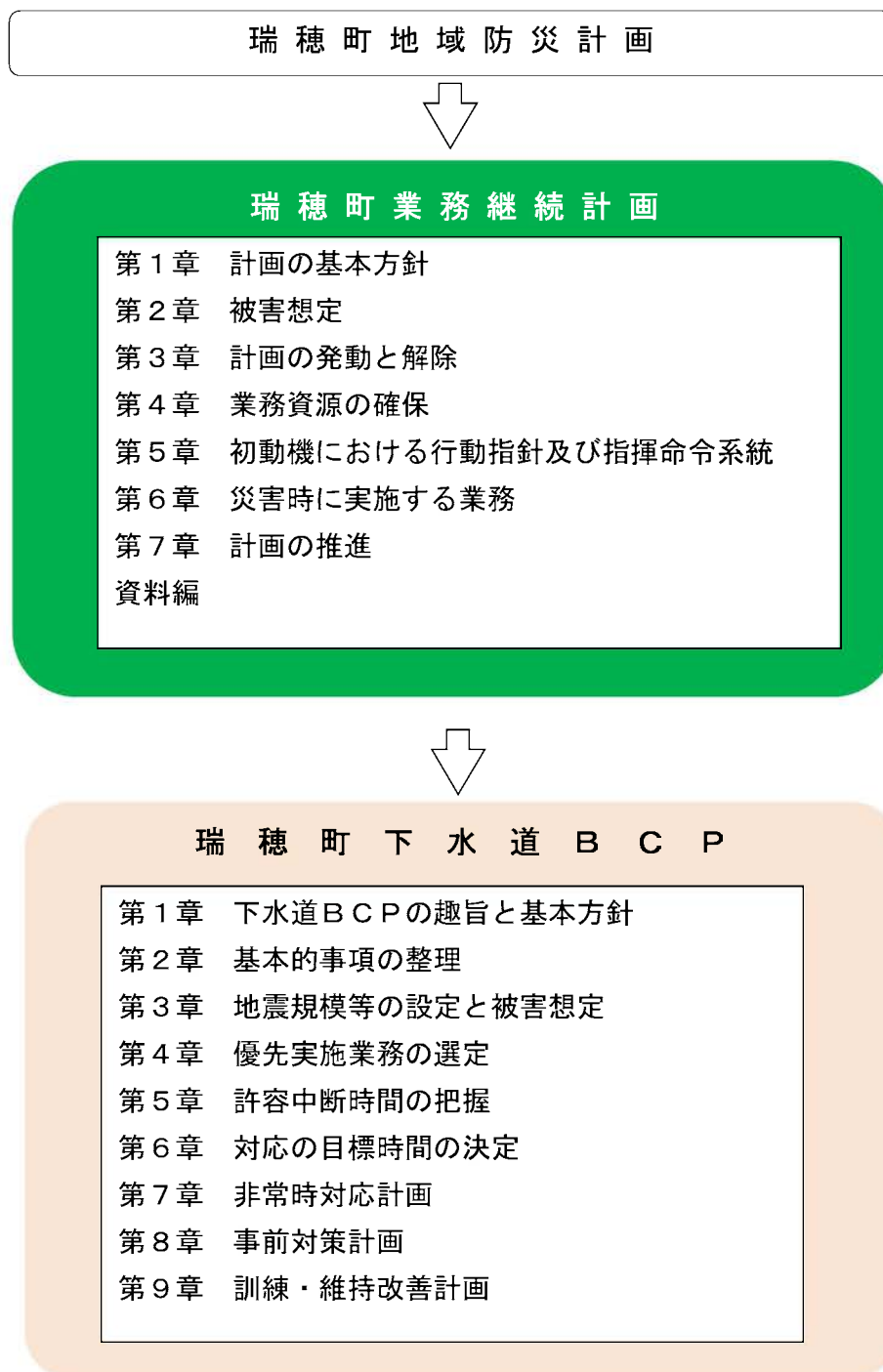


図 1-3 計画の位置付け

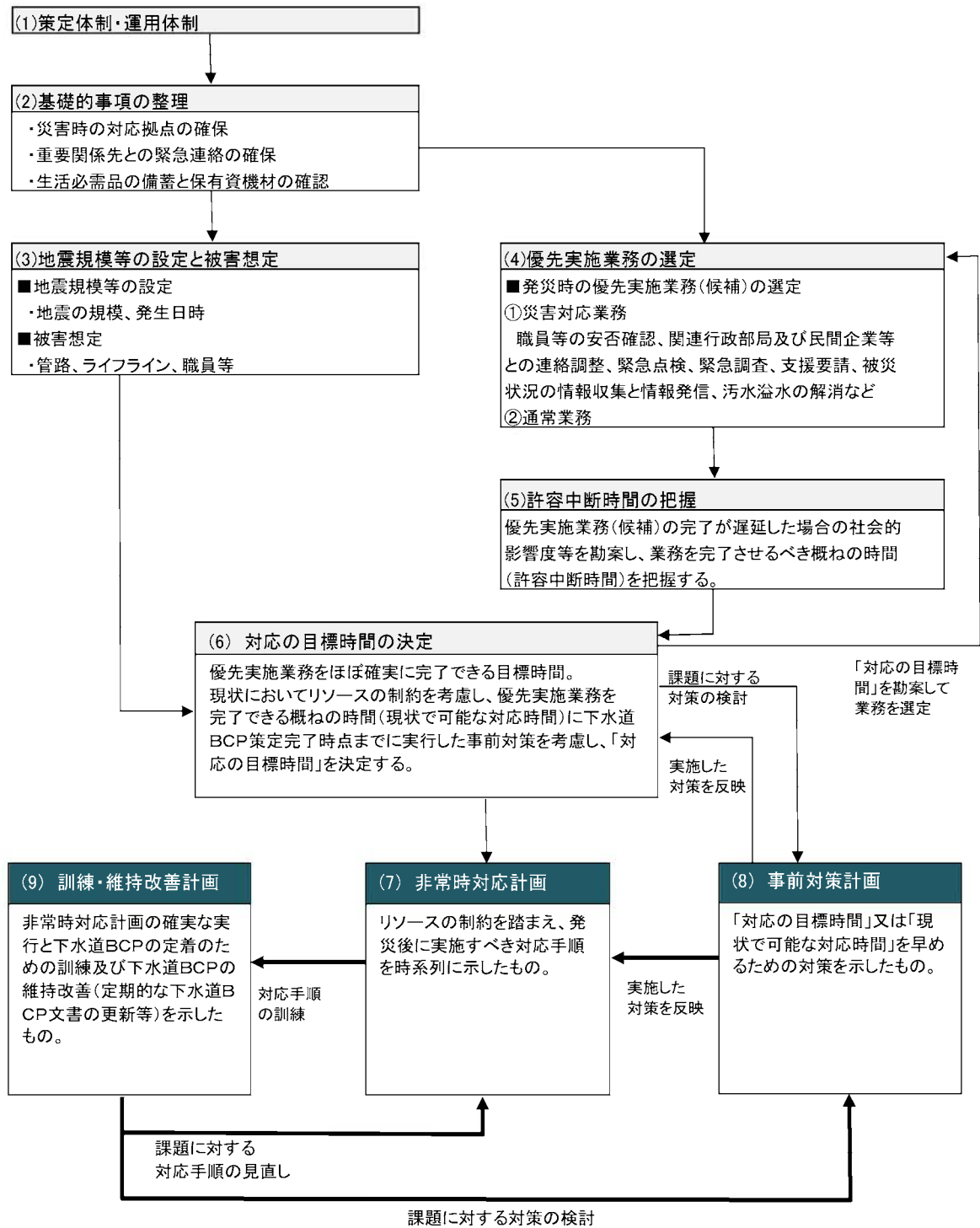


図 1-4 計画策定フロー

#### 1-4. 策定体制・運用体制

##### (1) 策定体制と平時の運用体制

下水道BCPは、下水道部局長がリーダーシップを発揮しながら下水道部局全体で策定する体制の構築が必要であり、下水道機能の維持・回復に密接に関係する他の行政部局や民間企業等の参画、十分な調整が必要である。

また、下水道BCPは、継続的な維持改善が重要であるため、平時における運用体制を明確にする必要がある。

策定体制と運用体制を表 1-1 に示す。

表 1-1 策定体制と平時の運用体制

区 分	役職名	役 割	
最高責任者	都市整備部長 (都市計画課長)	平時	・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定
		非常時	・町長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	都市計画課長 (下水道係長)	平時	・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
		非常時	・職員等の参集状況、安否確認 ・管路・ポンプ場の被害状況の把握 ・都、流域下水道本部等への支援要請
下水道事業 担当者	下水道係長 (係員)	平時	・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 ・実務責任者の補佐 ・訓練の企画及び実施
		非常時	・関連部局及び民間企業との連絡調整 ・管渠、ポンプ場の緊急点検、調査、処置等
	都市計画課職員 (計画係・区画係)	上記業務への協力、応援	

## (2) 都市計画班職員の参集体制

都市計画班職員は、瑞穂町地域防災計画に定める参集基準に基づき、発災後、安全な経路を通り、速やかに参集する。

都市計画班職員の参集基準等における業務対応人数を表 1-2 に示す。

表 1-2 都市計画班職員の時間別業務対応人数

参集時間	1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	24 時間以内
対象地域居住者数	6	4	—	2	2
累計参集者数 ( ) 内は全体の参集率	6	10	10	12	14
想定参集率	80%				
想定時間別参集者数 A	5	3	—	2	2
想定累計参集者数 B	5	8	8	10	12
B の内管理職の 想定累計参集者数 ( ) は管理職の参集率	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)
業務対応人員 $C = (A \times 50\%) +$ 前時間の B	3	7	8	9	11

※ 想定参集率及び業務対応人員の算定は、瑞穂町業務継続計画の考え方に準拠。

(3) 関連行政部局と民間企業等

主な関連行政部局と民間企業等を表 1-3 に示す。

表 1-3 主な関連行政部局と民間企業等一覧

区 分	名 称	T E L	
関連行政部局	東京都都市整備局 都市基盤部 調整課 下水道指導係	03-5388-3297	
	東京都下水道局流域下水道本部	042-527-4827	
	東京都水道局青梅サービスステーション	0428-20-5312	
	〃 あきる野サービスステーション	042-532-0207	
	(公財) 東京都都市づくり公社 (下水道部)	042-686-1601	
	〃 下水道事業所西多摩支所	0428-30-7344	
	相武国道事務所	042-643-2001	
	〃 八王子国道出張所	042-645-5562	
	西多摩建設事務所	0428-22-7210	
	〃 福生工区	042-551-6420	
民間企業	駒形汚水中継ポンプ場維持管理委託業者		
	下水道維持管理業者		
	し尿処理業者		
	町指定下水道工事店 (町所在地事業者)		
	町内建設業者		
	町重油取扱店		
	電力会社	東京電力 (株) カスタマーセンター	0120-995-662
	電話会社	(株) N T T 東日本-東京サービス運営部 フィールドサービスセンター運営担当	042-528-4605
ガス会社	武陽ガス	042-551-1621	

※民間企業名等については、資料編 P. 29 を参照

### 1-5. 対応業務

下水道BCPにおける主体業務について、国土交通省の下水道BCPマニュアルでは、表1-4のとおり下水道部局主体と他部局主体の対応業務を示している。

また、下水道BCPマニュアルでは、マンホールトイレの設置運営にあたって、下水道部局では、膨大な管路状況の把握が必要であるため、環境部局や施設管理者による対応が望ましいと示している。

このことから、瑞穂町下水道BCPでは、管路、ポンプ場等の下水道機能確保を目的として、被災時の対応を計画する。

表1-4 下水道部局主体の対応と他部局主体の対応

下水道機能		対象施設	機能を確保する上で必要となる対応	主体的に行う部局
トイレ使用の確保	汚水の流下機能の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等	下水道部局
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等	
	トイレ機能の確保	トイレ設備	避難所等におけるマンホールトイレの設置	他部局
			水道の断水解消	
	管路	し尿の受人れ	下水道部局	
公衆衛生の保全	汚水の流下機能の確保	管路		管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等	下水道部局
浸水被害の防除	雨水の流下機能の確保	管路	管内土砂搬出、可搬式ポンプ設置等	
		ポンプ場	可搬式ポンプ、仮設配管の設置等	
交通障害の発生防止による応急対策活動の確保		管路	浮上マンホール上部のカット等	

【出典：下水道BCP策定マニュアル～第2版～国土交通省（平成24年3月）】